

川崎市公告第1228号

次のとおり、一般競争入札について公告します。

令和7年 8月 7日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 史跡橘樹官衙遺跡群仮設トイレ賃貸借
- (2) 履行場所 川崎市高津区千年字蟻山482-1（史跡橘樹官衙遺跡群指定地）
- (3) 履行期間 令和7年12月1日から令和13年3月31日まで（76か月）
- (4) 業務概要 入札説明書のとおり

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「その他」に登録されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (4) この調達物品を契約締結後、仕様書に基づき、物品を期日内に確実に納入できること。
- (5) 史跡指定地での設置及び附帯工事を含むことから、過去5年間、契約形態問わず、地方公共団体が所管する史跡又は都市公園等においてトイレの設置実績があること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 市役所南庁舎4階

教育委員会事務局生涯学習部文化財課 担当 栗田

電 話：044-200-0403

E-mail：88bunka@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年8月14日（木）から令和7年8月20日（水）までとします。

（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加入札参加申込書

イ 2（5）に示した資格に係る契約実績を証明するもの。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。また、書類の提出に不備がある場合、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法 持参又は書留郵便

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

入札参加申込書を提出した者のうち、参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先 3 (1) に同じ。

(2) 交付日時

令和7年8月21日(木)及び令和7年8月22日(金)

(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

5 質問書の受付・回答

(1) 問い合わせ先 3 (1) に同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和7年8月25日(月)から8月26日(火)までとし、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。

(3) 質問方法

一般競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の書式により、3 (1) の問い合わせ先まで持参又は電子メールにて提出してください。

なお、電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を担当までご連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年8月29日(金)までに全社宛てに電子メールにて送付します。電子メールアドレスの登録がない場合は、3 (1) にて交付しますので、事前に御連絡ください。なお、質問がなかった場合には、連絡はしません。また、回答後の再質問は受け付けしません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は総価で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名記載の封筒に封印して提出してください。

(2) 入札書の提出方法 郵送又は持参による紙入札

(3) 入札書の提出日時 令和7年9月1日(月)から令和7年9月4日(木)まで

(4日17時までに必着)

(4) 入札書の提出場所 3 (1) に同じ

(5) 入札保証金 免除とします。

(6) 開札の日時 令和7年9月5日(金)午前10時から(開札は対面では実施しません)

(7) 開札の場所 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課

川崎市川崎区東田町5番地4

- (8) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (9) 入札の無効 入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- (10) 入札書の記載金額 落札決定に際しては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載するものとします。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとします。

8 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札説明書も併せて確認してください。
- (4) その他問い合わせ窓口は、3(1)に同じです。